

ケアハウス佐久だいら南

(地域密着型特定施設入居者生活介護)

重要事項説明書

2025/01/01

社会福祉法人 山栄会

重要事項説明書

あなた（入居者）に対する施設サービスの提供開始にあたり、事業者があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業主の概要

名称	社会福祉法人 山栄会
代表者名	理事長 山崎 俊比古
所在地・連絡先	長野県佐久市常田字東池下77番1 電話 0267-67-7654 FAX0267-66-1199
設立年月日	平成14年6月17日

2. 施設の概要

事業所名	ケアハウス佐久だいら南(特定施設)	法人名	社会福祉法人 山栄会
所在地	長野県佐久市根々井816-1	電話番号	0267-68-7654
		FAX番号	0267-68-7656
Email	s-minami@bd.wakwak.com		
事業所の種類	指定地域密着型特定施設入所者生活介護ケアハウス（軽費老人ホーム）		
管理者	施設長 小林 和広		
事業開始日	令和2年7月1日（ケアハウス）	事業者番号	2071701789 2091700175
	令和2年7月1日（短期入所）		
	令和2年7月1日（地域密着特定）		
入所定員	ケアハウス（地域密着型特定施設）	29名	全室個室
	短期入所生活介護（併設）	9名	

3. 設備の概要

敷地	1148.51 m ²		
建物	構造	鉄骨造 3階建	
	延床面積	1,833.21 m ²	
居室	全室個室	ケアハウス 29床	短期入所 9床
主な設備	設備名	2階・3階	2階
	居室	13.39 m ² ～13.95 m ²	10.96 m ² ～14.46 m ²
	①共同生活室	①25.66 m ² ～27.15 m ²	②31.93 m ²
	②食堂兼機能訓練室		
	個人浴室	3ヶ所 10.50 m ²	1ヶ所 10.07 m ²
	脱衣場	3ヶ所 6.30 m ²	1ヶ所 4.77 m ²
	特殊浴室	1ヶ所 22.27 m ² (3階)	1ヶ所 18.68 m ² (2階)
その他設備	脱衣場	1ヶ所 12.32 m ²	1ヶ所 16.80 m ²
	地域交流室	1階 1ヶ所 51.66 m ²	
	ゲストルーム	1階 1ヶ所 11.70 m ²	

4. 営業日等

- ・営業日 年中無休
- ・受付時間 午前8時30分～午後5時30分
- ・サービス提供時間 終日

5. 従業者の体制

職員の概要 職員配置比率 (3 : 1)	施設長	1人以上	生活相談員	1人以上
	計画作成担当者	1人以上	栄養士	1人以上
	機能訓練指導員	1人以上	宿直員	1人以上
	介護・看護職員	3人以上		

6. 提供するサービスの内容

- ① 特定施設サービスは、事業者が設置する施設（事業所）に入居していただき、特定施設等サービス計画書に基づき、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、食事・入浴・排泄等の介護、その他日常生活上の援助、機能訓練等をおこなうサービスです。尚、看取りは実施していませんのでご了承ください。

- ② 具体的なサービス内容は次の通りです。

サービス種類	具体的な内容
食事	食事時間 朝食7:30～8:30 昼食12:00～13:00 夕食18:00～19:00 共同生活室でお召しあがりください。 食べることのできないものやアレルギー、医師からの指示がある場合は、可能な限り対応しますので、お申し出ください。(食事箋・食事指示書が別途必要です)
入浴・清拭	週2回の入浴又は清拭をおこないます。 歩行など身体状態を勘案し、個別浴・特別浴・清拭をおこないます。入浴時には全身状態の確認をおこない、異常の早期発見に努めます。
排泄	身体の状態に合わせて適切な援助をおこないます。また排泄の自立について考慮した援助をおこないます。
離床	寝たきり防止の為、毎日離床に配慮しお手伝いします。また床擦防止のため必要な方には体位交換等をおこないます。
着替え	生活リズムを考慮し、お手伝いします。起床時の服装と就寝時の服装を分けるように配慮します。
整容	個人の人格を尊重し、適切な整容がおこなわれるよう、お手伝いします。 ※整髪・洗顔・爪切りなど身だしなみを整える介助を整容と言います。
シーツ交換	週1回交換、又は汚染など、必要に応じて交換いたします。シーツを持ち込まれる場合、洗濯費用は別途いただきます。
機能訓練	施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリ効果を期待したものです。立つ座る、寝る起きる、移動、移乗等。共同生活室等でおこなう体操も機能訓練の1つです。機能訓練指導員により、機能訓練計画を作成します。
健康管理	看護職員が、入居者の健康状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を講じます。(異常の早期発見に取り組み、異常発見時には生活相談員・計画作成担当者より医療機関・身元保証人等への連絡をおこないます)

娯楽 社会生活上の 便宜	施設での生活を実りあるものにするために、適宜レクリエーションや行事を実施します。行政機関等に対して手続きが必要となる場合は、状況に合わせてお手伝いします。
介護相談	入居者や入居者家族、身元保証人からの相談に応じ、可能な限りお手伝いします。

7. 居室について

- ① トイレは居室外にあります。必要に応じてポータブルトイレ等をご利用いただけます。
- ② ベッド、収納棚等は施設で用意したものをご利用いただけます。入居者自身の物を持ち込むことも可能です。
- ③ 居室のカーテンは入居者の負担で取り付けてください。但し防炎加工されているものに限ります。

8. 業務取り扱い方針

入居者の心身の状況を踏まえ、当施設の計画作成担当者が作成した「介護サービス計画書」に従い、居宅における生活への復帰を目指し、施設サービスを提供します。

9. 提供するスタッフ

生活相談員…施設での生活全般に関するご相談を担当します。

看護師…療養上の援助を担当します。

介護職員…身体上の介護を担当します。

計画作成担当者…特定施設等サービス計画の立案等を担当します。

機能訓練指導員…機能訓練の指導をおこないます。

栄養士…食事の献立づくりや栄養管理等を担当します。

10. 利用料金・貴重品の管理・入退去等

① 入居者負担金

お支払いいただく入居者負担金は以下の通りです。

(1) 介護保険給付対象サービス料

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本単位	546	614	685	750	820
1 か月 (30 日) の料金	19,310 円	21,599 円	23,989 円	26,177 円	28,533 円

※ その他上記のほかに機能訓練等の料金がかかります。

※ 入居者の要介護度によって料金が決まります。

※ 厚生労働大臣が告示で定める金額が改定又は変更になった場合は、特定施設入居者生活介護費も自動的に改定されます。その場合は書面にてお知らせいたします。

(2) 介護保険給付対象外サービス料

食事等の生活費	46,320 円 (月額)
事務費	収入により異なります。
管理費	・やつがたけ 57,000 円 ・あさま 56,000 円 ・あらふね 55,000 円
居室電気料金	個別メーター使用料により算出し、毎月 10 日に請求します。
個人負担金	3 か月ごとに実費を請求します。 水道料・下水道料・ガス代・灯油代・ごみ処理代・共用部分の電気料

冬期加算	4,870円（11月から3月までの期間）
スプリンクラー管理費	800円（月額）
災害備蓄費	60円（日額）

(3) その他の利用料は別紙1をご参照ください。

② 貴重品の管理について

- ・宝飾品、貴重品の持ち込みはお断りさせていただきます。
 - ・火災事故の危険がある物品の持ち込みはお断りさせていただきます。
例) 石油、ガストーブ、ロウソク、線香、ライター等
- ※ やむを得ない事情がある場合はご相談ください。

③ 入退去について

- ・入居の確定日は、契約書の日付とします。
- ・利用料（事務費、生活費、管理費、介護サービス費、その他負担）は、入居日数に関わらず1か月分として計算します。契約書第7条及び第22条により規定する例外を除いて、原則として日割計算は行いませんのでご了承ください。
- ・都合により退去される場合には、「契約解除届」を、31日前までに提出してください。
- ・契約書第16条、第17条による契約解除に際しては、31日間の予告期間終了後、遅延なく原状回復のうえ居室を明け渡してください。
- ・返還金は、契約書第22条の規定に従って精算のうえお支払いします。
- ・退居時の原状回復については、入居者負担により居室内の壁紙・床材の張替えなどを実施していただきます。使用していた居室のハウスクリーニングの実施、シーリングライトの交換、ハウスクリーニング実施後も落ちなかった汚れや損傷箇所、付帯設備等の修繕も入居者負担となりますので、ご了承ください。
- ・原状回復に要する費用は、のちに実費を請求します。

11. 協力医療機関

協力病院	所在地	連絡先
佐久市立浅間総合病院	佐久市岩村田 1862-1	0267-67-2295
金澤病院	佐久市岩村田 804	0267-67-2048
くろさわ病院	佐久市中込 1-17-8	0267-64-1711
佐久総合病院	佐久市臼田 197	0267-82-3131
浅間南麓こもろ医療センター	小諸市相生町 3-3-21	0267-22-1070
荻原歯科医院	佐久市取出町 126-5	0267-62-0551

- ① 入居者の病状が急変した場合は、身元保証人に速やかに連絡を行うと共に、主治医又は協力医療機関へ連絡を行うなどの必要な措置を講じます。

12. 事故発生時の対応

事故が発生した場合、速やかに身元保証人と市町村に連絡を行うなどの必要な措置を講じます。尚、当施設は心身ともに充実した生活を送ることを目的としており、契約書第13条.4（拘束の禁止）もあることから、入居者の行動を必要以上に制限しません。職員が居ない居室内等での転倒の危険性があることをご理解ください。

13. 非常災害対策

消防計画	届出日 2020年5月25日			
訓練の実施	年2回（内1回は夜間想定訓練）			
近隣との協力体制	職員への自動通報、消防署への自動通報装置完備。 根々井区、近隣施設及び委託業者への協力要請。			
非常災害設備	スプリンクラー	有	防火扉等	無
	避難用滑り台	有	屋内消火栓	無
	自動火災報知機	有	非常通報装置	有
	誘導灯	有	消火器	有
	簡易非常用電源	有	漏電火災報知器	無

14. 個人情報の保護

当施設は、入居者の個人情報を下記の利用目的で収集し、必要最小限で使用します。個人情報の保護及び入居者の権利と尊厳を守り、厳重に管理します。

① 利用目的

- (1) 要介護認定申請。
- (2) 介護サービス計画の立案、サービス担当者会議での情報提供。
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体、その他の社会福祉団体等との連絡調整。
- (4) 入居者のための事業所内のカンファレンス等。
- (5) 行政の開催する評価会議。
- (6) 事業者が必要と認めた外部監査機関、評価機関への情報提供。
- (7) 当法人の発行する山栄会新聞やブログ、事業所案内等への掲載。
- (8) その他、緊急を要するときの連絡等。

② 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、サービス提供に関わる目的以外では原則として利用しません。また、入居者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、正当な理由なく第三者に洩らしません。
- (2) 個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除・第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに応じます。尚、訂正・更新等がある場合は、書面にて届け出てください。

15. 苦情相談連絡先

- ① サービスに関する相談や苦情は、次の窓口で受け付けます。

連絡先	ケアハウス佐久だいら南 苦情受付担当者 羽毛田(計画作成担当) 竜野(生活相談員) 電話：0267-68-7654 FAX：0267-68-7656
-----	----------------------------------------------------------------------------------

- ② 公的機関でもサービスに関する相談や苦情を受け付けています。

公的機関	連絡先
佐久市役所 高齢者福祉課	0267-62-2111
長野県健康福祉部 介護支援課	026-235-7113
長野県国民健康保険団体連合会	026-238-1550

16. サービスの利用にあたっての留意事項

来訪・面会	面会時間は9:00～16:00。来所時は1階事務所前の「面会受付簿」に必要事項をご記入ください。なおインフルエンザ等の感染症のまん延時期には「面会禁止」等の措置を講ずる場合があります。その際は玄関に掲示しますのでご確認ください。
持込制限	日常生活品以外の持ち込みは禁止です。また施設でハサミ、カッター、ナイフ（包丁含む）、爪切り等の鋭利な物など「危険」と判断されるものの持ち込みもお断りします。不明な点がございましたらご相談ください。飲食物の持ち込みは、面会時に入居者と一緒に召し上がり、残りは必ずお持ち帰り下さい。 寝具の持ち込みは可能ですが、洗濯・管理は入居者および家族の責任でお願いします。
外出・外泊	外出するときは、必要事項を記入した「外出届」を提出してください。
居室・設備器具の使用	居室や設備は本来の使用方法で利用してください。これに反した利用により破損等した場合は、弁償していただきます。
喫煙	指定した場所以外での喫煙は禁止させていただきます。またライターやマッチなど火器類の使用も禁止です。
飲酒	個別にご相談ください。
迷惑行為	ケアハウスは共同生活の場ですので、騒音など他の方への迷惑になる行為はご遠慮ください。また他の居室等へみだりに立ち入らないでください。
所持品管理	入居者の状態に応じた対応となります。 紛失した場合であっても当施設では責任を負うことができません。
金銭管理	所持金は少額とし自己管理でお願いします。 紛失した場合であっても当施設では責任を負うことができません。
記名	所持品には全てご記名をお願いします。（フルネームで）
宗教・政治活動	施設内での布教・勧誘等の活動は禁止させていただきます。
その他	施設内で他の入居者及び職員に対する営利行為、金品の授受はご遠慮ください。

17. 利用料金の支払い方法

① 原則、預金口座振替

【指定金融機関】 八十二銀行

- ・預金口座振替依頼書に記入・押印（銀行印）して提出していただきます。
- ・振替日は毎月20日ですが、金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日に振り替えます。
- ・残高不足等で振替ができない場合、再振替は行わないため下記の口座へお振込ください。

② 利用料金振込先

【金融機関】 八十二銀行 岩村田支店

【口座種別】 普通 【口座番号】 915479

【口座名義】 社会福祉法人 山栄会 理事長 山崎 俊比古

(シャイクンホクジン サンエイカイ リジチョウ ヤマザキ トシロ)

- ・振込手数料はご負担いただきます。

18. 衛生管理等

- ① 入居者の使用する食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、必要な措置を講じます。医薬品及び医療器具の管理を適正に行います。
- ② 感染症や食中毒の発生を防止するための指針を定め、入居者の安全確保に努めます。
- ③ 空調設備等により、適正な室温確保に努めます。

19. 虐待の防止

入居者等の人権擁護および虐待の発生または再発を防止するために、次に掲げる措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設長 小林 和広
-------------	-----------

- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ③ 虐待防止のための指針を整備しています。
- ④ 従業者に対して、虐待の防止を啓発および普及するために定期的な研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居者等）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに行政に通報します。

20. 身体的拘束の適正化

- ① 原則として入居者に対して身体拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入居者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる際は、入居者に対して説明し同意を得たうえで、次に掲げる（ア）～（ウ）の要件をすべて満たすときは、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び状態等についての記録を行います。
 - （ア）切迫性：直ちに身体拘束を行わなければ、入居者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
 - （イ）非代替性：身体拘束以外に、入居者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことを防止することができない場合。
 - （ウ）一時性：入居者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体拘束等を解ける場合。
- ② 身体拘束をなくすための取り組みとして定期的な委員会の開催と従業者に対しての研修会等を開催しています。

21. 業務継続計画の策定

- ① 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護のサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

22. 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保

業務の効率化、介護サービスの質の向上及びその他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入居者本人の安全ならびに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し定期的に開催します（令和9年3月31日までは努力義務のため、早期設置・開催に向けて検討を行います）。

別紙1 その他の費用

内容	金額
入居者の希望によって提供する身の回りの日用品の費用	実費相当額
入居者の希望によって提供する教養娯楽費用	実費相当額
オムツ代 (パット、リハビリパンツ等も含む)	実費相当額
電話代	実費相当額
クリーニング・理美容代	
洗濯機利用料 (洗剤・柔軟剤込)	実費相当額
乾燥機利用料	1回 300円 (※1)
洗濯代行 (乾燥・たたみ含む)	100円/10分 (※2)
外来者が家族室に宿泊する場合の宿泊費 (消費税別)	800円/時間 実費相当額 (※1・※2)
外来者が宿泊する場合の食費	1日 2,000円
寝具レンタル料 (ベッドパット、シーツ、枕、毛布、掛布団、各カバー)	1食 600円
外来者が本人の居室に宿泊する場合の貸出ベッド・寝具代 (消費税別)	2,000円/月
外出同行・有料援助料	15分毎に 700円
福祉有償運送サービス料	別紙2料金表のとおり
防災施設維持費	料金表のとおり
買物購入支援 (購入品の制限あり、商品代金は別途)	1,500円/月
その他 (区費等)	1,200円/1時間未満 燃料費 1回 500円

全居室インターネットへの接続は可能ですが、プロバイダー等への加入は入居者様でお申込みください。(実費)

別紙2 福祉有償運送サービス料金表《片道》

距離	料金	距離	料金
1.5km	320 円（初乗り）	14.5km	2,270 円
2.5km	470 円	15.5km	2,420 円
3.5km	620 円	16.5km	2,570 円
4.5km	770 円	17.5km	2,720 円
5.5km	920 円	18.5km	2,870 円
6.5km	1,070 円	19.5km	3,020 円
7.5km	1,220 円	20.5km	3,170 円
8.5km	1,370 円	21.5km	3,320 円
9.5km	1,520 円	22.5km	3,470 円
10.5km	1,670 円	23.5km	3,620 円
11.5km	1,820 円	24.5km	3,770 円
12.5km	1,970 円	25.5km	3,920 円
13.5km	2,120 円	26.5km	4,070 円

福祉有償運送サービス料

- ① 初乗り 320 円／1.5km（以降 1km ごとに 150 円加算になります。）
- ② 有料道路の通行料金及び有料駐車場の料金は利用者負担になります。

◇ 外出同行・有料援助料 700 円／15 分毎

◇ サービス提供区域 原則として、佐久市内のみの提供となります。

令和 年 月 日

ケアハウス佐久だいら南へのご入居にあたり、ご入居様に対し契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。

事業所 社会福祉法人 山栄会 ケアハウス佐久だいら南（特定施設）

所在地 佐久市根々井 816-1

説明者 _____ 印

私は、契約書及び本書面により事業者からケアハウス佐久だいら南についての重要事項の説明を受けました。

なお、この契約を証明するために、本契約書を2部作成し、入居者及び事業者の双方が記名押印のうえ、それぞれ1部ずつを保管します。

令和 年 月 日

入居契約者 ご住所 _____

お名前 _____ 印

身元保証人 ご住所 _____

(入居者の家族等)

お名前 _____ 印

身元保証人 ご住所 _____

(入居者の家族等)

お名前 _____ 印

事業者 住 所 _____ 長野県佐久市根々井 816-1

事業所名 ケアハウス佐久だいら南(地域密着型特定施設入居者生活介護)

代表者・施設長氏名 _____ 小林 和 広 印